

食事療養に関する事項

入院食事療養（Ⅰ）の届出を行っており管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（朝食は 7 時 30 分、昼食は 12 時、夕食については午後 6 時以降）適温で提供しております。

入院時食事療養費（Ⅰ）（1 食につき）690 円

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出て当該基準による食事療養を行う保険医療機関に入院している患者について、当該食事療養を行ったときに、1 日につき 3 食を限度として算定する。

2 別に厚生労働大臣が定める特別食を提供したときは、1 食につき 76 円を 1 日につき 3 食を限度として加算する。

3 当該患者（療養病棟に入院する患者を除く）について、食堂における食事療養を行ったときは、1 日につき 50 円を加算する。

※患者様の負担額は、限度額適用認定証によって異なります。